

令和6年4月8日  
千葉市建築情報相談課

## エコまち法第54条第1項第2号の基本方針（都市の緑地の保全への配慮）の適合確認について

### ① 緑地協定、建築協定の区域内（※緑地の保全に関するものに限る）の場合

- ・配置図に「当建築計画は、●●協定第●条に基づき、●●を実施する」の記載をすること。  
合わせて、配置図に実施内容を図示すること。

### ② 都市緑地法に定める特別緑地保全地区、生産緑地法に定める生産緑地の区域内の場合

- ・「行為の制限解除の通知」を添付すること。

### ③ 緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例

- ・千葉市公園管理課に「緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例」における保存樹木及び保存樹林の指定対象外の確認をすること。指定対象外の確認が取ればその旨を配置図に記載すること。

※①②について、区域外であればその旨を配置図に記載すること。また、都市施設である緑地に該当しない旨の確認をし、該当しない旨の確認が取れば、配置図にその旨を記載すること。